

**愛媛大学次世代研究者挑戦的研究プログラム(EU SPRING) 募集要項**  
**(区分3：社会人枠 2026年9月/10月入学予定生)**

**1. 趣旨**

愛媛大学次世代研究者挑戦的研究プログラム(EU SPRING)(以下「SPRING」という。)は、我が国の科学技術・イノベーションの創出を担う優れた博士後期課程学生に対し、自由に挑戦的な研究に専念するための経済的支援と、キャリア開発・育成コンテンツといった教育的支援等を行うことで、多様なキャリアパスで活躍できる博士人材へと導くことを目的としています。

**2. 選抜人数**

3名

**3. 申請資格**

SPRINGに申請することができる者は、次に掲げる要件を満たす者としします。

(1) 2026年9月若しくは10月に、次のいずれかに入学又は進学予定の者

- ① 本学の大学院理工学研究科博士後期課程
- ② 本学の大学院連合農学研究科博士課程
- ③ 本学の大学院医学系研究科博士課程(医学専攻)
- ④ 本学の大学院医学系研究科博士後期課程(看護学専攻)

(2) 優れた研究能力を有し、研究に専念する者

(3) 我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志がある者

(4) 次のいずれかに該当する者

- ① 年額240万以上の給与・役員報酬等の安定的・固定的収入を得ていると認められる者のうち、日本の法人格を有する会社法人、国家公務員等、地方公務員、独立行政法人、財団法人、社団法人、医療法人、NPO法人等(以下、「日本法人」という。)の職員等である者
- ② 海外の機関・法人のみに所属し、かつ、その所属が海外の大学及び公的研究機関等非営利の機関・法人である者
- ③ 国費外国人留学生のうち、政府所属の者
- ④ 別表1に定める者で、日本法人に籍がある者

ただし、SPRINGと同趣旨の、学生自身の自由に挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける者は、申請することができません。

**4. 支援期間**

医学専攻：2026年10月から2030年9月の4年間

医学専攻以外：2026年10月から2029年9月の3年間

➤ 支援開始日に国外に滞在するSPRINGで支援を行う学生(以下「SPRING学生」という。)

への支援期間は、本学が入国を確認した日の属する月の翌月からとし、支援期間の延長は行いません。また、渡日前の期間分の遡っての支給は行いません。

## 5. 研究費

SPRING 学生のうち【区分3：社会人枠】の学生には、研究費を支給します。

(1) 研究費 年額 40 万円（※審査により 30 万円とする場合があります。）

- 研究費については、本学が SPRING 学生に代わって経理することにより適切に管理します。

## 6. 申請手続

申請手続については、必ず、指導予定教員と連絡を取りながら進めてください。申請は、日本語または英語を使用した電子ファイルに限ります。

(1) 申請者は、下記資料を指導教員に提出してください。

|              |                                                                                                                                                       |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 種類           | ① 申請書                                                                                                                                                 |
| 様式           | 様式 1-1, 1-2, 1-3                                                                                                                                      |
| ファイル形式       | Word ファイル                                                                                                                                             |
| 注意点          | ・ 別表 1 を添付すること（該当者のみ）<br>・ 学術論文がある場合は、その PDF ファイルも追加提出すること（該当者のみ）                                                                                     |
| 指導予定教員への提出期限 | 指導予定教員の SPRING 事務局への提出期限が 8 月 24 日（月）であることを踏まえ、事前に教員とよく打合せ、十分な余裕を持って指導予定教員へ提出すること。 <u>この際、SPRING 事務局の申請者把握のため、CC で SPRING 事務局（下記メールアドレス）にも送信すること。</u> |

(2) 指導予定教員は、提出された資料をチェックしてください。

申請書類をもとに、新たに、《②EU SPRING 申請者に関する評価書（様式 2）》を作成してください。

(3) 指導予定教員は、申請書類①、②の電子ファイルを、必ず提出期間内に、下記メールアドレスに提出してください。

- 提出あて先・メールアドレス：SPRING 事務局 spapply@stu.ehime-u.ac.jp
- 提出期間：2026 年 7 月 21 日（火）～2026 年 8 月 24 日（月） 17 時（必着）

## 7. 選考及び結果の開示

(1) 選考

選考は SPRING 運営会議（以下「運営会議」という。）において、申請書類に基づき、以下の評価基準に従って実施します。

| 評価基準                                                                                        | 評価点  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ① 本学で実施する研究において、課題設定に至る背景が示されており、かつその着想が優れていること。また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。 | 30 点 |
| ② 我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志が示されており、優れた貢献が十分期待できること。                                        | 20 点 |
| ③ 過去 3 年間における研究及び現在までの業務等業績が優秀であること。                                                        | 30 点 |
| 合 計                                                                                         | 80 点 |

## (2) 選考結果の開示

選考結果は、2026 年 9 月末頃に申請者及び指導予定教員にメールで通知します。また、後日、本学のホームページにおいて、採用者の所属と氏名を公表します。

(3) 採用者が採用予定人数に満たなかった場合や、採用者の中から欠員が生じた場合は、二次募集や欠員補充をすることがあります。なお、その場合、申請要件の一部及び支援期間等を変更することがあります。

## 8. 申請書類及び選考についての注意事項

- (1) 申請書類の提出後、その記載事項を変更又は補充することは認められません。
- (2) 申請書類に虚偽が発見された場合は、採用後であっても支援開始日に遡って資格を喪失させ採用を取り消すことがあります。

## 9. SPRING 学生の義務

SPRING 学生は、以下の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 研究計画に基づき研究活動に専念すること
- (2) 本学が指定する教育プログラムに参加すること
- (3) 指導教員に研究活動の状況を定期的に報告すること
- (4) 分野ごとに定められた時期により、学外に向けた研究成果の発表を行うこと
- (5) 研究倫理教育を受講すること
- (6) 国立大学法人愛媛大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程に基づき、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等に対応すること
- (7) 原則、離籍後 10 年間、キャリアの情報提供に協力すること

## 10. SPRING 学生の取消し・停止・返還

運営会議は、SPRING 学生が「3. 申請資格」の要件を充足しなくなった場合のほか、次に掲げる事項に該当する場合は、SPRING 学生を取消しまたは停止します。

- (1) 研究計画の遂行状況又は上記「9. SPRING 学生の義務 (1) から (6)」に規定する義務の履行状況が不十分と認められる場合
- (2) 本人から辞退の申出があった場合
- (3) その他運営会議が支援を取消しまたは停止すべき事由があると判断した場合

取消または停止された研究費がすでに支給されていた場合は、速やかに返還しなければなりません。

留学・休学や出産・育児等ライフイベントがある者については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等も可能とします（原則２年間）。

#### 1 1. 個人情報の取扱い

- （１）提出書類に記入された個人情報は、申請資格の確認及び選考結果の連絡のために利用します。
- （２）採用後、SPRING 学生の個人情報については、本事業を実施するために利用します（科学技術振興機構（JST）への情報提供を含む）。
- （３）SPRING 修了後のキャリアに関する追跡調査の結果については、JST に情報提供します。

#### 1 2. 本募集に関する連絡先

愛媛大学教育学生支援部就職支援課 SPRING 事務局（図書館 1F）

メールアドレス： spapply@stu.ehime-u.ac.jp

電話：089-927-8850（月～金曜日 9：00～17：00）

#### 1 3. 留意事項

##### （１）本事業について

本事業は国からの支援を受けて実施しているため、予算の措置状況によっては、事業の内容を変更する場合があります。

##### （２）人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合は、どのような対策と措置を講じるのかについても併せて確認しています。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

##### （３）日本学術振興会の特別研究員制度への申請について

SPRING の支援期間中であっても、標記の制度に申請し、採用された場合、移行することが可能です。